

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 報酬等の支給は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬等を支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に支給する報酬及び賞与の額は、次の各号に定める額を上限として、評議員会において決議する。

- (1) 報酬 別表に定める額
- (2) 賞与 事務局職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第2条に規定する期末手当及び勤勉手当に準じて算出した額

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給方法については、職員給与規程の例による。

(費用弁償)

第6条 役員が法人業務を行う場合は、別に定める役員等の費用弁償に関する規程に基づき、費用を弁償する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員に、通勤手当を支給する。

- 2 前項の通勤手当について、その額、計算方法及び支給に関しては、職員給与規程の例による。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月13日から施行し、平成29年7月1日から適用する。
- 2 平成24年5月29日施行の役員の報酬に関する規程、及び平成18年4月1日施行の常勤役員の報酬及び手当に関する規程は、廃止する。

別表

月額 356,000円

*山梨県職員給与条例に規定する行政職給料表7級の再任用職員に適用される額